

日本福祉大学

障害のある学生とともに学ぶキャンパスづくりに関する基本方針

学生支援センターのホームページで本学の学生支援に関する基本方針を公表しています。

<https://www.n-fukushi.ac.jp/shiencenter/policy/>

1 理念・目標

日本福祉大学（以下、「本学」という）は、「万人の福祉のために、真実と自愛と献身を」の教育標語であらわされた建学の精神を体現するために、すべての学生が障害の有無の別なくともに学び、豊かな大学生活を送り、互いの人格や個性を尊重し協力しあうなかで成長できる大学を目指します。

この目標に向けて本学は、学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が平等・公平に参加できるように、社会的障壁を除去に努め、学生を支援します。また、すべての学生・教職員にとって、障害のある学生とともに学ぶ経験が成長につながるよう、環境の整備に努めます。これらの対話と実践を通じた経験をキャンパス全体で共有し、相互尊重と対話の文化を醸成します。

2 基本方針

- (1) この基本方針は、「障害」を、心身の損傷や病的な状態として、個人に属するととらえるのではなく、「社会における様々な障壁と相対することによって生じる社会生活の制限」とした社会モデルの理念を取り入れた用語を用いています。
- (2) この基本方針で、「障害のある学生」とは、本学への入学を希望する者および学部・大学院に在籍する学生で、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の障害があり、社会的障壁により学修上の支援を必要とする学生のことを指します。「障害のある学生」には、病気により継続的に日常生活に制限がある状態の学生も含まれます。
- (3) 本学は、「障害者の権利に関する条約（2006年12月13日国連総会採択）」、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」及び同対応指針（平成27年11月26日付27文科初第1058号）に基づき障害のある学生の支援を行います。
- (4) 本学は、入学者選抜において、障害の有無にかかわらず公平に判定するための合理的配慮を実施します。
- (5) 本学は、全教職員に対して、日常的な教育や指導などの場における、障害のある学生に対する差別を禁止します。
- (6) 本学は、障害のある学生からの意思表示（意思を表明する支援を含む）に基づき、個々の学生の能力や適性に応じ、合理的配慮を含む学修上の支援を実施します。
- (7) 本学は、大学構内および情報通信環境において、バリアフリー環境の整備に努めます。
- (8) 本学は、障害のある学生とともに学ぶ経験を、互いに成長する機会として歓迎し、障害の有無にかかわらず挑戦と活躍を可能とする環境の整備に努めます。

3 推進体制

- (1) 本学は、学長の責任の下に、障害のある学生とともに学ぶキャンパスづくり推進します。
- (2) 本学は、この基本方針に基づく諸事業を推進するにあたり、学生支援センターの調整及び要請のもと、すべての教学機関、学内部署、教職員が密に連携して支援を実施します。
- (3) この基本方針の変更及び改廃は、学生支援センターの発議により、大学評議会の審議を経て、学長が決定します。

4. 障害者差別解消に関連する事項

- (1) 本学では、学部・研究科、学生支援センター、入試部が連携して障害者差別解消法に対応した差別解消措置を実施します。その実施に関し、美浜事務室、半田事務室、東海事務室、通信教育部事務室、名古屋事務室、学生課、入学広報課が窓口となり、相互に連携して調整します。
- (2) 学部及び研究科は、所属する学生に対する授業等における配慮を実施し、学生支援センターは、学生からの相談に応じ、合理的配慮の決定に関する手続きを行うとともに、支援者の養成・配置及び学内環境に関する調整等を実施します。
- (3) 合理的配慮を含む支援の内容は、学生からの申し出に基づいて、個別に調整します。学生との建設的対話を通じた合意形成を前提とし、学生支援センター運営委員会及び所属学部・研究科の承認を経て学長に進達し決定します。
- (4) 学生には、配慮内容に関する合意形成にむけた建設的対話の必要性の理解と、心身の状態の理解とアセスメントのために必要な資料の提示を含めた情報連携を要請します。
- (5) 合理的配慮の提供のために支援者の配置が必要な場合は、人材確保の合理性を踏まえて、学内外から適切な人材の確保に努めます。また、障害のある学生とともに学ぶ経験を通じたすべての学生の成長を尊重し、学生相互の支援も推奨します。
- (6) 本学は、学生の家族・保護者と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- (7) 障害のある学生を支援するうえで知り得た個人情報は、「日本福祉大学学生個人情報保護規則」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。ただし、学生支援を行なうために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に順守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行います。
- (8) 本学は、障害者差別解消法に定められた差別解消措置に関する不服申し立ての手続きを定め、すべての学生に周知します。

5. 障害のある学生とともに学ぶための環境整備に関する事項

- (1) 本学は、障害者の差別を生まないキャンパス風土を目指し、障害のある学生の権利について理解し、相互尊重と対話の文化を醸成するために、すべての教職員に対し研修を実施し、啓発活動を行います。
- (2) 本学は、障害のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にし、これに関わる情報の公開に努めます。
- (3) 本学は、キャンパスの環境について、定期的に障害のある学生による評価を実施するとともに、対話の機会を設け、改善に向けて計画的に取り組みます。

2024年4月改訂